

## 浜田市下水道マンホール蓋デザイン使用取扱い要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、浜田市の公共下水道及び集落排水施設で使用しているマンホール蓋のデザイン（以下「デザイン」という。）を利用する際の取扱いについて必要な事項を定めることにより、デザインの適正な活用を図り、もって本市の下水道に対する市民等の理解と関心を高め、イメージ向上に寄与することを目的とする。

(デザインの使用)

**第2条** デザインを使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、デザインの使用が次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 個人が非営利な目的で情報発信をするために使用する時。
- (2) 報道機関が、報道又は広報の目的で使用する時。

(使用承認申請)

**第3条** 前条の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、下水道マンホール蓋デザイン使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、承認の可否を決定し、使用承認通知書（様式第2号）又は、使用不承認通知書（様式第3号）により申請者へ通知するものとする。
- 3 市長は、承認に際し必要な条件を付することができる。

(使用承認の制限)

**第4条** 市長はデザインの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、承認をしないものとする。

- (1) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は利用するおそれがあると認められるとき。
- (3) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。
- (4) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に使用し、又は利用するおそれがあると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

(使用承認内容の変更)

**第5条** 申請者は、承認を受けた内容について変更しようとするときは、あらかじめ下水道マンホール蓋デザイン使用承認変更申請書（様式第4号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による変更申請があった場合は、第3条第2項の規定を適用して承認の可否を決定し、申請者へ通知する者とする。

(使用の報告)

**第6条** 申請者は、デザインを使用して作成した製作物が完成した場合は、速やかに下水道マンホール蓋使用実績報告書（様式第5号）及び製作物の完成品を1部

提出しなければならない。ただし、製作物の提出が困難であるときは、その形状のわかる写真の提出をもって、製作物の提出に代えることができる。

(使用料)

**第7条** デザインの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

**第8条** デザインを使用する者は、次の各号に定めることを遵守しなければならない。

- (1) デザインのイメージを損なう改変をしてはならない。
- (2) 承認された用途以外に使用してはならない。

(第三者に対する承認)

**第9条** 市長は、申請者に係る製作物と同一又は類似の申請が、申請者以外からあったときは、その承認をすることができる。この場合において、申請者は市長に対して、その承認について異議を申し立てることはできない。

(権利設定の禁止)

**第10条** デザインを使用する者は、デザインについて、知的財産に関する一切の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。

2 この要綱による使用承認は、申請者が自己の商標や意匠とするなど、独占してデザインを利用する権利を付与するものではなく、かつ、申請者や製作物について本市の推奨を行うものではない。

(違反等に対する取扱)

**第11条** 市長は、デザインを使用している者がこの要綱に違反したときは、その使用の差止めの請求、又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行うことができる。

2 市長は、申請者がこの要綱に違反したとき、又は偽りその他不正の手段により使用承認を受けたときは、その承認を取り消すことができる。

3 市長は、前各項の規定による請求等、又は承認の取り消しを行った者に対して、製作物の回収等を求めることができる。

(責任の制限)

**第12条** 市は、次に掲げるものについて、一切の責任を負わない。

(1) 第11条の規定による請求等、又は承認の取り消しにより生じた損害又は損失。

(2) デザインを使用する者が、使用により第三者に対して与えた損害又は損失。

(その他)

**第13条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

浜田市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

浜田市下水道マンホール蓋デザイン使用承認申請書

浜田市下水道マンホール蓋のデザインの使用について次のとおり申請します。

使用目的	
使用方法	
連絡責任者	住所 氏名 電話番号
使用開始予定日	年 月 日
添付書類	1 使用に際しての企画書・見本等 2 申請者の概要を示すもの 3 その他市が提出を必要とした書類

様式第2号（第3条関係）

第 年 月 日 号

様

浜田市長



浜田市下水道マンホール蓋デザイン使用（変更）承認書

年 月 日付で申請のありました浜田市下水道マンホール蓋デザインの使用（変更）について、承認します。

使用承認条件

様式第3号（第3条関係）

第 年 月 日  
第 年 月 日

様

浜田市長



浜田市下水道マンホール蓋デザイン使用（変更）不承認書

年 月 日付で申請のありました浜田市下水道マンホール蓋デザインの使用（変更）について、次の理由により不承認します。

理由

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

浜田市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

浜田市下水道マンホール蓋デザイン使用承認変更申請書

浜田市下水道マンホール蓋のデザインの使用について次のとおり変更したいので申請します。

使用目的		
使用方法		
連絡責任者	住所 氏名 電話番号	住所 氏名 電話番号
使用開始予定日	年 月 日	年 月 日
添付書類	変更内容が確認できる資料	

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

浜田市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

浜田市下水道マンホール蓋デザイン使用実績報告書

浜田市下水道マンホール蓋のデザインの使用実績について次のとおり報告します。

使用目的	
使用方法	
連絡責任者	住所 氏名 電話番号

※製作物の完成品を1部提出すること。提出が困難であるときは、その形状のわかる写真を提出すること。